

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概説

わが国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度と一般地域住民を対象とする国民年金制度を支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険制度および各種共済組合制度が加わり、国民皆年金の体制がつくられている。それぞれの制度の適用者数、受給権者数は第3-1-1表および第3-1-2表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員  
(47年3月末現在) (単位:人,%)

	適用人員	構成比
総数	51,519,469	100.0
国民年金	23,669,193	46.0
厚生年金保険	22,514,189	43.7
船員保険	260,991	0.5
国家公務員共済組合	1,148,778	2.2
地方公務員等共済組合	2,536,196	4.9
公共企業体等職員共済組合	788,886	1.5
私立学校教職員共済組合	194,266	0.4
農林漁業団体職員共済組合	406,970	0.8

厚生省年金局調べ

(注) 各共済組合は、46年3月末現在の数字である。

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

(47年3月末現在)

(単位:人)

	受給権者数			
	総数	老齢(退職)年金	障害(廃疾)年金	遺族年金
総数	2,395,751	1,384,898	177,992	832,861
厚生年金保険	1,231,273	600,516	100,036	530,721
国民年金	427,263	229,470	60,116	137,677
船員保険	38,149	15,225	3,724	19,200
各種共済組合	699,066	539,687	14,116	145,263

厚生省年金局調べ

(注) 1. 各種共済組合は46年3月末現在。

2. 老齢(退職)年金のなかには通算老齢(退職)年金を含まない。

3. 国民年金には福祉年金を含まない。

4. 国民年金の遺族年金の欄は、母子(準母子)、遺児、寡婦年金の受給権者数である。

わが国年金制度は、昭和36年の国民皆年金の実現以来10年という期間をすぎたわけであり、この間、厚生年金保険は昭和40年と44年に、国民年金は昭和41年と44年に制度改善が行なわれた。また、厚生年金保険においては昭和46年、国民年金においては昭和47年に44年改正後の経済変動に対応して年金額の10%引き上げを中心とした緊急是正が行なわれたところである。

年金制度の改善は、財政再計算期にあわせて行なわれるのが通例であった。この予定からいくと、厚生年金保険は昭和49年、国民年金は昭和50年が年金制度改善の年にあたる。しかしながら最近の社会情勢の急激な変化により年金制度の充実が国民の間で緊急の問題とされるようになった。

このような情勢に対応し、年金制度の充実を図るために厚生年金、国民年金ともそれぞれ財政再計算期を昭和48年度にくり上げ、年金額の大幅引上げを中心とした本格的な制度改善を行なうこととして目下準備が行なわれているところである。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

##### 第1節 年金制度の現状と動向

###### 2 最近1年間における制度改善

#### (1) 国民年金法の一部改正

第68回国会において、国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、国民年金について、昨年引き続き、福祉年金を中心とする改善が行なわれた。主な改善内容はつぎのとおりである。

##### ア 福祉年金額の引上げ(47年10月分から)

福祉年金の額は、老齢、障害、母子および準母子福祉年金のそれぞれについて、つぎのとおり引き上げられた。

老齢福祉年金2万7,600円右矢印3万9,600円(月額3,300円)

障害福祉年金4万800円右矢印6万円(月額5,000円)

母子福祉年金および準母子福祉年金3万4,800円右矢印5万1,600円(月額4,300円)

##### イ 拠出年金額の引上げ(47年7月分から)

昭和46年に行なわれた厚生年金の年金額の引上げに見合っ、拠出年金額を応急的に10%引き上げる改善が行なわれた。

(ア) 障害年金の額の最低保障額を9万6,000円(月額8,000円)から10万5,600円(月額8,800円)に引き上げた。

(イ) 母子年金、準母子年金および遺児年金の額を9万1,200円(月額7,600円)から10万800円(月額8,400円)に引き上げた。

## ウ その他の改善

### (ア) 福祉年金と普通扶助料等との併給制限の緩和(47年10月から)

福祉年金と普通扶助料等との併給については、現行では、福祉年金の額を限度として併給しているところであるが、この限度額を政令で定める額(6万円)まで引き上げた。

### (イ) 福祉年金の所得による支給制限の緩和(昭和46年所得から)

福祉年金の受給権者の配偶者又は扶養義務者の所得による支給停止の限度額を扶養親族が5人の場合に年収180万円から250万円に、老齢福祉年金および障害福祉年金の受給権者本人の所得による支給停止の限度額を扶養親族等がない場合35万円から38万円に、母子福祉年金および準母子福祉年金の受給権者本人の所得による支給停止の限度額を扶養親族等5人の場合に年収180万円から209万円にそれぞれ引き上げた。

### (ウ) 戦争公務による扶助料等との併給制限の緩和(47年10月から)

福祉年金と戦争公務による公務扶助料等との併給については、准士官以下の旧軍人およびこれに相当する旧軍属等に係るものであるときは、福祉年金の全額が支給されているところであるが、この福祉年金の全額が併給されることとなる者の範囲を中尉以下の者の遺族等に拡大した。

## (2) 沖縄県の復帰に伴う特別措置

沖縄県においても本土の制度とは別に、45年1月から厚生年金保険制度(46年10月末現在被保険者数101,088人)が、同年4月から国民年金制度(46年10月末現在被保険者数216,744人)が実施されていた。これらの制度は、復帰に伴ってそれぞれ本土の厚生年金保険制度、国民年金制度等に統合され、その際つぎのような特別措置が講じられた。

### ア 沖縄制度の被保険者期間

沖縄の厚生年金保険又は国民年金の被保険者期間は、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者期間として取り扱われる。

### イ 沖縄制度の年金受給権者

沖縄の厚生年金保険又は国民年金の年金受給権者は、厚生年金保険又は国民年金の年金受給権者として取り扱われた。

### ウ 資格期間の短縮等

沖縄制度の被保険者であった者等については,老齢年金又は通算老齢年金について,資格期間の短縮及び年金額の特例措置が講じられた。

## エ その他

以上のほか,復帰前において,沖縄制度と本土制度の被保険者であったことがある者について,所要の経過措置等が定められた。

---

---

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

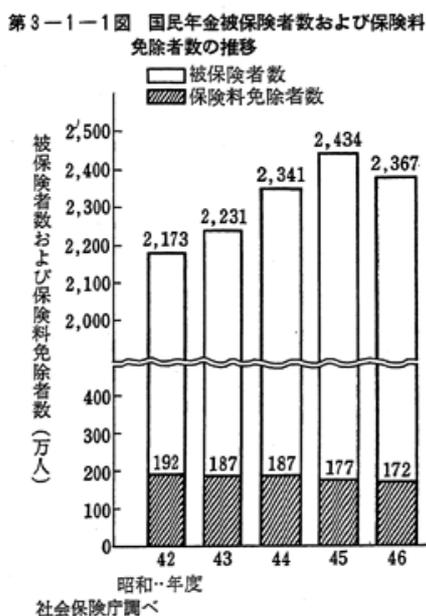
(1) 適用状況

国民年金は他の公的年金が被保険者を職場単位には握しているのと異なり、「被保険者を住所地において個人単位には握しなければならず、しかも、その対象となる人達が過去において年金制度になじみの薄い階層であることから、これらの対象者を個々には握し、制度に加入させるにあたっては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題があるが、年金額の大幅引き上げを中心とする制度改善を機として住民の制度に対する関心も高まり、適用が著しく促進されてきた。

しかしながら、20歳を中心とする若年層については、その認識が薄いことなどから伸びなやみの状態にある。この若年層に対する適用の促進が重点課題である。

この適用状況についてみると47年3月末における被保険者数は2,367万人であり、昨年同期に比して約67万人減少している。制度発足以来増加の一途をたどってきた被保険者数が、46年度において減少したのは、いわゆる高齢任意加入被保険者約100万人が被保険者期間10年を満了したり、また、強制加入被保険者約50万人が60歳に達することにより、その資格を喪失したことによるものである(第3-1-1図参照)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数および保険料免除者数の推移



しかし、強制加入被保険者及び若年任意加入被保険者についてみた場合は、45年度より約35万人増加し、とくに若年任意加入者はこのうち約32万人を占めて著しい伸びを示した。若年任意加入被保険者はここ数年25~28万人程度増加してきているが、このことは、住民の国民年金制度に対する理解が深まってきていることを示している。

(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、46年度において1,224億円である(第3-1-3表参照)。

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況  
(単位:百万円)

42年度	43	44	45	46
47,207	54,266	68,194	106,433	122,413

社会保険庁調べ

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であって、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われる。

この検認率についてみると、年々着実に向上しており、46年度末における全国平均の検認率は、95%に達している。

しかしながら、都市部における検認率は45年度より向上したとはいえ、なお、92.3%にとどまっており、郡部における検認率99.6%に対しかなり低い現状である。今後は大都市において特別な施策を講じてゆく必要がある。

なお、保険料の未納者に対しては、年金権の確保のために戸別訪問による督促のほか納付書の発行、督促状の発行などの積極的な徴収体制をさらに充実してゆく必要がある。

### (3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除との二つがある。法定免除とは障害年金または母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法の生活扶助などを受けているとき、または国立らい療養所などの施設に収容されているときには、これらの事由に該当した月から免除されるものである。

申請免除とは、所得がない場合などで、保険料を納付することが困難であると認められる者に免除の申請を行ない、都道府県知事の承認を受けて免除が認められるものである。

46年度末において、保険料を免除された被保険者数は、法定免除65万人、申請免除107万人、合計172万人であって、その免除率は8.8%である(第3-1-1図参照)。

この免除について年度別にその状況を見ると、逐次その数が減少している。これは、制度の趣旨が周知されるに従い、また、現実に老齢年金の支給が開始されたことに伴って、将来、より有利な年金を受けるために保険料を納付しようとする被保険者が多くなっていることのアラわれであろう。

### (4) 所得比例

所得比例は45年10月から導入された制度で加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入をする建前となっている。

46年度末の所得比例保険料納付者数は、任意加入者が47万人、当然加入者が84万人、合計131万人となっている。

### (5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金および寡婦年金があり、その受給状況を見ると、第3-1-4表のとおりである。

第3-1-4表 国民年金受給権者数および給付額の推移

第3-1-4表 国民年金受給権者数

および給付額の推移

		総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金	寡婦年金
受給権者数(人)	42年度末	117,048	—	—	17,776	93,783	52	5,437	—
	43	138,769	—	—	26,570	105,973	61	6,165	—
	44	157,824	—	—	35,682	115,447	69	6,626	—
	45	176,869	—	—	48,040	122,051	78	6,700	—
	46	429,776	229,470	2,513	60,116	126,710	92	6,732	4,143
給付額(千万円)	42年度	69,022	—	—	12,189	55,648	29	1,156	—
	43	82,178	—	—	18,211	62,594	35	1,338	—
	44	93,912	—	—	24,457	67,974	39	1,442	—
	45	174,392	—	—	54,389	115,599	72	4,333	—
	46	313,361	119,724	505	67,941	119,882	86	4,427	796

社会保険庁調べ

46年度においては、いわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金の支給が開始され、国民年金は名実ともに所得保障制度としての役割をになうこととなったが、今後における受給者の増加に伴い住民の国民年金に対する期待は、ますます強くなってゆくものと予想される。

(6) 財政

国民年金は、将来の給付に備えて保険料収入を積立て、国もその保険料の拠出時において、保険料額の2分の1に相当する額を積み立てるほか、給付費の一部を負担することになっている。この、国の負担割合は他の年金制度に比べて高くなっている。

積立金の総額は年々増加し、46年度末において9,374億円に達している。

このほか、国は国民年金の事務に要する経費を負担している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者および年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金および準母子福祉年金の4種類があり、全額国庫負担で給付が行なわれている。

年金額は拠出制の他の年金との均衡をはかりつつ、財政の状況等を勘案してその水準が引き上げられてきた。年金額の引き上げの経緯は、第3-1-5表のとおりとなっている。

第3-1-5表 福祉年金額の引上経過

第3-1-5表 福祉年金額の引上経過

(単位：円)

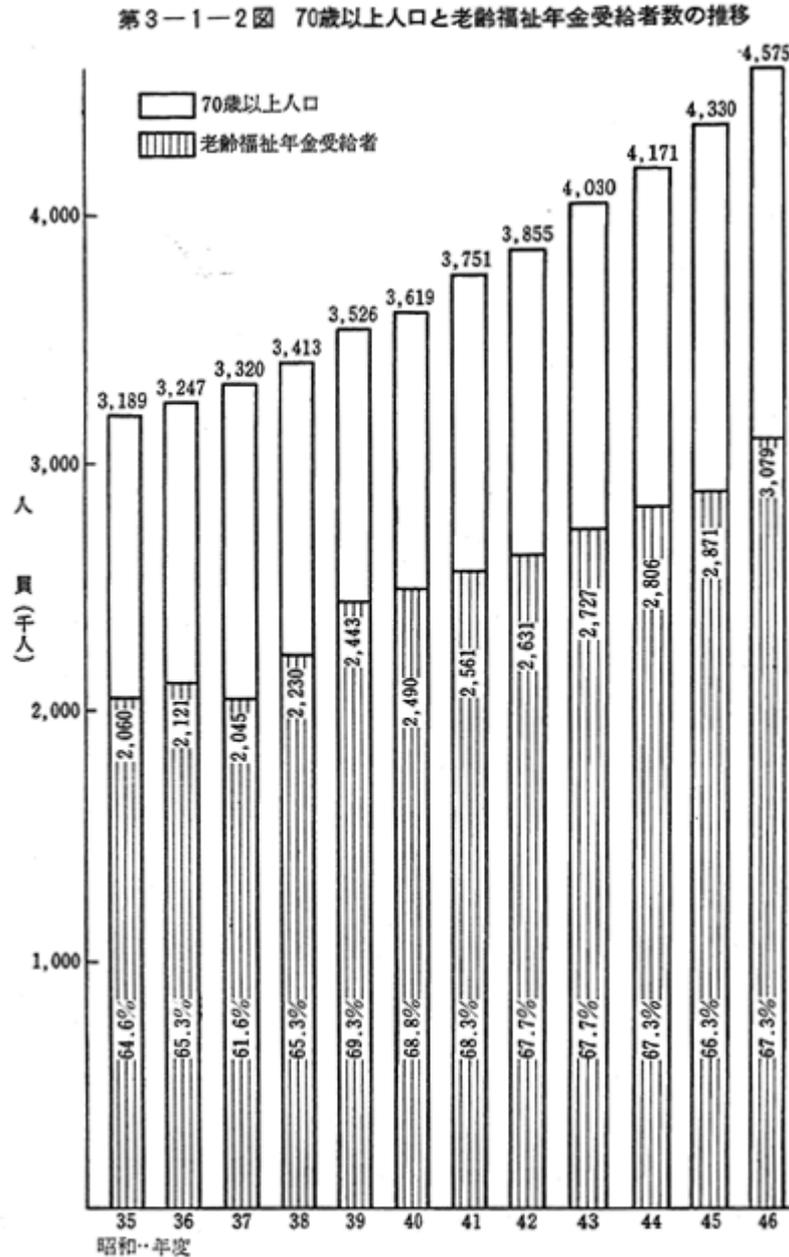
	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34年11月1日	12,000	18,000	12,000	
36. 4. 1				(創設)12,000
38. 9. 1	13,200	21,600	15,600	15,600
40. 9. 1	15,600	24,000	18,000	18,000
42. 1. 1	18,000	26,400	20,400	20,400
43. 1. 1	19,200	30,000	24,000	24,000
43. 10. 1	20,400	32,400	26,400	26,400
44. 10. 1	21,600	34,800	28,800	28,800
45. 10. 1	24,000	37,200	31,200	31,200
46. 11. 1	27,600	40,800	34,800	34,800
47. 10. 1	39,600	60,000	51,600	51,600

厚生省年金局調べ

福祉年金を受けている者の総数は、46年度末現在、356万3,000人に達しているが、制度発足以来の推移をみると、母子、準母子福祉年金を除き逐年増加の傾向にある。これは、36年以来毎年のように行なわれてきた国民年金法の改正による支給範囲の拡大、支給制限の緩和等の福祉年金制度の改善によるところが少なくない。特に46年度においては、公的年金受給制限および扶養義務者の所得制限が大幅に緩和されたことにより、受給者は45年度に比べて約27万人(8.2%)増加し、制度始まって以来の伸びを示した。

老齢福祉年金の受給者は、46年10月末現在で307万9,000人であるが、これは、総理府統計局において推計した70歳以上の人口458万人の約67.3%に相当している(第3-1-2図参照)。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

(注) 受給者数は、各年とも10月末現在である。

障害福祉年金は、当初視聴覚障害およびし体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行なわれ、39年度から41年度にかけて結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患などいわゆる内部障害をその支給対象に加え、さらに事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に増悪したときは、障害福祉年金を支給する制度)もとり入れられたので、かなり顕著な伸びを示している。

## (2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって行なうところから、限られた範囲内で効果的に所得保障をはかろうとする趣旨でいくつかの支給制限の措置がとられている。

これを大別すれば、(ア)一定額以上の所得を有することによるもの、(イ)他の公的年金制度の給付を受けることによるものに二分することができる。

46年度末現在の受給権者数は約408万9,000人を数えるが、支給停止の規定に該当して福祉年金の支給を停止されている者は、52万6,000人(12.9%)である。この比率は45年度(14.9%)より減少している。

## ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者または受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合、その年の5月から翌年の4月まで福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、毎年所得税法、地方税法の改正に伴って引き上げられるほか、国民一般の所得の伸びを考慮して引き上げをはかってきている。

所得による支給停止の該当者は、46年度末現在で、扶養義務者の所得によるものが21万6,000人、本人の所得によるものが13万3,000人、配偶者の所得によるものが1万4,000人、合計36万3,000人となっている。なお、所得による支給停止を受けている者は、全受給権者の8.9%であり、45年度のその11.2%に比して減少しているが、これは、扶養義務者の所得による支給停止の基準額が大幅に引き上げられたことによるものである。

## イ 公的年金による支給停止

公的年金受給による支給停止は、恩給、厚生年金保険などの他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を停止するというものである。公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と増加恩給や公務扶助料等戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異なっている。すなわち一般の公的年金を受給している場合は、その公的年金の額が福祉年金の額を下回るときに限り、その差額が支給され、その公的年金の額が福祉年金の額をこえるときは福祉年金の全額が支給を停止される。また、戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷または死亡した当時の階級が准士官以下の旧軍人およびこれに相当する者またはこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給され、その階級が少尉以上であるときは、福祉年金の全額が支給を停止される。戦争公務に基づく公的年金については、従来は、その公的年金の額が一定額(46年1月から9月までは17万700円)を下回る場合に限り、その差額(福祉年金の額が限度)が支給されることとなっていたが、46年10月から前記のような緩和措置が講じられたものである。

福祉年金と公的年金との併給者は、46年度末現在46万7,000人でそのほとんどは恩給法による旧軍人の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金などの戦争公務による恩給、年金の受給者である。また、併給者のうち、福祉年金の全額を併給される者は46万1,000人であり、45年度が16万2,000人であったのに比し著しく増加している。

## (3) 給付費

福祉年金は、毎年、1月、5月、9月を支払期月としてその前月までの分を受給者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は、全額国庫負担で、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から45年度末までに約5,231億円支払われているが、最近5年間を年金種別にみると第3-1-6表のとおりで、受給者の自然増加および年金額の引き上げなどの制度の内容改善によって毎年増加している。

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移

(単位:百万円)

	総 数	老 齢	障 害	母子・準母子
42年度末	55,346	43,673	9,917	1,756
43	62,588	49,212	11,813	1,563
44	68,837	54,245	13,327	1,265
45	75,778	60,786	13,987	1,005

社会保険庁調べ

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 3 厚生年金保険

##### (1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所数は、毎年4～5%程度の増加を示していたが、46年度末の適用事業所数は74万6,108で、前年に比べ2%の増に止まった。

また、被保険者数は、毎年平均4%程度増加していたが、46年度末は2,248万人で、前年に比べ1%増と、適用事業所と同じく、その増加は鈍化傾向にある。

なお、1事業所当たりの被保険者数は、46年度末では30.1人となっている。

##### (2) 標準報酬および保険料

標準報酬は、保険給付額および保険料額の算出基礎となるものであるが、近年の賃金の上昇を反映して毎年10%以上の増加を示してきた。46年度は、標準報酬月額の上限が10万から13万4,000円に引き上げられたこともあって、第1種被保険者7万6,044円、第2種被保険者3万9,932円、第3種被保険者8万3,571円となり、その平均は6万4,301円で前年に比べて17%以上の伸びを示している。

保険料の額を算出する保険料率は、保険給付の予想額、積立金の運用利子および国庫負担の予定額に照らして5年ごとに再計算することになっているが、44年に行なわれた財政再計算に基づく法改正により各被保険者の保険料率は、46年11月からそれぞれ2/1000ずつ引き上げられ、つぎの率となっている。

第1種被保険者(一般男子)64/1000

(特例第1種被保険者—厚生年金基金に加入している男子 38/1000)

第2種被保険者(女子)48/1000

(特例第2種被保険者—厚生年金基金に加入している女子 26/1000)

第3種被保険者(坑内夫)76/1000

(特例第3種被保険者—厚生年金基金に加入している坑内夫 38/1000)

第4種被保険者(任意継続被保険者) 64/1000

なお、保険料収入状況は第3-1-7表のとおりである。

### 第3-1-7表 厚生年金保険保険料収入状況

第3-1-7表 厚生年金保険保険料収入状況

(単位: 百万円)

42年度	43	44	45	46
402,813	450,557	553,604	747,945	871,765

社会保険庁調べ

### (3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金および遺族年金があり、一時金給付として障害手当金および脱退手当金がある。年金受給権者数は、制度が成熟してきたこともあって、毎年15～16%前後増加している。

#### ア 老齢年金

46年度末における老齢年金の受給権者数は、60万516人で、在職老齢年金の創設された40年は別として、最近2,3年は、毎年16%前後増加している。

#### イ 通算老齢年金

46年度末における通算老齢年金の受給権者数は13万8,911人で本制度が創設された36年以来毎年著しい増加を続けている。とくに45年度および46年度には、高齢者に対する資格期間短縮の特例措置による受給権者が発生したこともあって、45年度は前年に比べ93%の増、46年度は54%増と大幅な伸びを示している。

#### ウ

特例老齢年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であった者について、その旧共済組合員期間を含め資格期間をみることによって支給されるものである。46年度末における受給権者数は、348人で、前年度に比べ8%減少している。

#### エ 障害年金

46年度末における障害年金の受給権者数は、10万36人で前年に比べ5%増加している。なお、障害年金の受給権者は、一時減少傾向にあったが、40年度末の7万6,029人を境として41年度以後は増加してきている。

#### オ 遺族年金

46年度末における遺族年金の受給権者数は、53万721人で、毎年10%程度増加している。

## カ 障害手当金

46年度における障害手当金の受給権者数は418人で、受給者1人当たり26万5,263円である。

## キ 脱退手当金

46年度における脱退手当金の受給者数は、16万1,233人で、毎年度減少傾向を示している。1件当たりの平均受給額は、3万9,570円である(第3-1-8表,第3-1-9表参照)。

第3-1-8表 厚生年金保険受給権者数および給付額の推移

		総 数	老齢年金	通 算 老齢年金	特 例 老齢年金	障害年金	遺族年金
受給権者数(人)	42年度末	782,422	317,021	24,348	225	83,550	357,278
	43	905,146	384,069	33,537	310	87,376	399,854
	44	1,018,813	446,159	46,678	372	89,397	436,207
	45	1,187,639	519,695	90,157	378	95,166	482,243
	46	1,370,532	600,516	138,911	348	100,036	530,721
給付額(十万円)	42年度	605,410	306,904	9,039	99	67,177	222,191
	43	717,151	383,133	12,682	138	71,988	249,210
	44	1,321,295	744,698	26,054	236	117,623	432,684
	45	1,558,901	890,069	62,129	248	127,239	479,216
	46	1,993,860	1,157,891	106,951	258	148,970	579,790

社会保険庁調べ

## (4) 年金給付の業務

保険給付の裁定・支払業務は、従来、社会保険事務所で行なわれていたが、脱退手当金を除き、43年1月からは被保険者記録を保管している社会保険庁において電子計算組織を活用して集中処理されている。

年金は、毎年2月、5月、8月および11月の4期(通算老齢年金および特例老齢年金は6月と12月の2期)にそれぞれの前月分までを社会保険庁から、受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直接送金することになっている。

## (5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は保険給付に要する経費と保険事業の運営に要する事務費に大別される。前者はその約80%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約20%を給付を行なう際に国庫が負担し、後者はその全額を国庫が負担している。

## (6) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほかに被保険者、被保険者であった者および受給権者の福祉の増進をはかることを目的として、つぎのような福祉施設を設けている。

- (ア) 厚生年金病院8か所
- (イ) 厚生年金会館4か所
- (ウ) 厚生年金老人ホーム15か所
- (エ) 厚生年金スポーツセンター3か所

(7) 厚生年金基金

厚生年金基金は、厚生年金保険の老齢年金および通算老齢年金のうち、報酬比例相当部分について、政府を代行し、あわせて、これを上回る年金給付を行なうことを目的として、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、規模1,000人以上の企業またはあわせて1,000人以上となるいくつかの企業が共同して設立することができるが、労使の合意が必要とされている。

41年11月の発足以降の基金の設立状況をみると、41年度140,42年度163,43年度150,44年度128,45年度132,46年度98と推移し、47年7月1日現在では、828基金、469万人をこえる加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、828基金のうち、単独企業による単独設立420基金で50.7%を占め、親企業と子企業という2以上の関連企業による連合設立が225基金27.2%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が183基金22.1%となっている。

第3-1-9表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移

第3-1-9表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移

(単位: 円)

	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	特 例 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
42 年 度 末	96,809	37,122	43,966	80,403	62,190
43	99,756	37,815	44,493	82,389	62,325
44	166,913	55,817	63,354	131,574	99,193
45	171,268	68,913	65,650	133,702	99,372
46	192,816	76,992	74,237	148,916	109,246

社会保険庁調べ

母体企業の業態別状況は第3-1-10表のとおり機械器具製造業、卸売小売業等が多い。

第3-1-10表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-10表 企業業態別厚生年金基金設立状況  
(47年7月1日現在)

	基金数	加入員数	1基金当たり加入員数
水産業	3	6,350人	2,117人
建設業	28	83,465	2,981
食料品製造業	34	125,715	3,697
繊維製品製造業	65	369,860	5,690
木製品製造業	7	13,663	1,952
化学工業業	62	229,000	3,694
金属工業業	36	185,715	5,159
機械器具製造業	177	1,291,470	7,296
その他の製造業	45	237,445	6,640
卸売小売業	164	956,943	5,835
金融業	78	428,812	5,498
運輸通信業	76	446,225	5,871
サービス業	53	311,434	5,876
計	828	4,686,097	5,660

厚生省年金局調べ

加入員規模別をみると、5,000人未満の基金が72.2%を占め、5,000人以上はわずか27.8%にすぎないが、第3-1-11表のとおり5,000人以上の基金の占める割合は上昇の傾向を示している。

第3-1-11表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-11表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000人未満		2,000~5,000		5,000~10,000		10,000人以上	
41年11月	(44.8)	39	(41.4)	36	(9.2)	8	(4.6)	4
42 7	(49.8)	108	(37.3)	81	(6.5)	14	(6.5)	14
43 7	(47.8)	179	(33.6)	126	(8.5)	32	(10.1)	37
44 7	(47.8)	253	(31.6)	167	(9.4)	50	(11.2)	58
45 7	(46.2)	293	(30.3)	192	(12.5)	79	(11.0)	70
46 7	(43.5)	337	(28.9)	224	(15.4)	119	(12.2)	94
47 7	(43.0)	356	(29.2)	242	(15.6)	129	(12.2)	101

厚生省年金局調べ

(注) ( )内の数字は%

## ア 基金の給付

基金が支給する給付には退職を支給事由とする年金給付と脱退または死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は、厚生年金保険の老齢年金または通算老齢年金の報酬比例部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ方式でこれより手厚い給付を行なうもの(代行型)、この方式によるものに、特別の額を上積みする方式を加えたもの(加算型)等があり、第3-1-12表にみられるとおり、最近加算型基金が漸次増加する傾向をみせている。

年金給付の受給権者は、基金制度自体の歴史が浅い関係上、まだ本格化していないが、順次その数を増し、46年度末では6万人をこえるに至っている。

第3-1-12表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-12表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代 行 型	加 算 型	共 済 型
41 年 11 月	(78.2) 68	(21.8) 19	(0.0) 0
42 7	(71.8) 156	(27.6) 60	(0.6) 1
43 7	(66.8) 250	(32.8) 123	(0.4) 1
44 7	(62.3) 329	(36.9) 195	(0.8) 4
45 7	(63.2) 401	(36.1) 229	(0.7) 4
46 7	(66.1) 512	(33.2) 257	(0.7) 5
47 7	(65.1) 539	(34.2) 283	(0.7) 6

厚生省年金局調べ

(注) ( )内の数字は%

イ 掛金

基金の掛金の額は、基金が設立されたことに伴って政府に納付することを免除される男子1,000分の26,女子1,000分の22に相当する保険料相当額と基金のプラスアルファ給付に見合った額とされている。掛金の額の負担割合は、事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額をこえる部分については、事業主の負担を増すことができることになっており、現に828基金の大部分が事業主負担でまかなわれている。

ウ 標準給与

基金の給付および掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入および年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、厚生年金保険の報酬比例部分に見合う部分に対して政府管掌と同じ国庫負担が行なわれる。)でまかなわれ、基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担することが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来ともまかなうことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行ない、以後5年目ごとに財政再計算を行なわなければならないことになっている。

45年3月末には42年4月までに設立した159基金が財政再計算を実施し、うち68基金(42.8%)が掛金の引き上げを必要とし、46年3月末には42年5月から43年4月までに設立した178基金が財政再計算を実施し、うち95基金(53.4%)が掛金の引き上げが必要となった。その原因の大部分は、いずれも、基金設立後の労働事情の変化に伴う新規加入員の年齢構成の上昇、死亡率の減少、企業の定年制の延長等にある。

## オ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者についても、1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金を支給することを目的として、基金からの年金給付の支給義務の移転の申出により年金給付の現価相当額の移換を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金基金連合会である。47年8月現在までの中途脱退者数および現価相当額は、それぞれ270万人および270億3,662万円である。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 4 船員保険(年金部門)

##### (1) 年金給付の概要

年金部門の給付の種類としては、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金の各年金と障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金、脱退手当金の各一時金の給付がある。

そのほか、従前の規定による遺族給付として寡婦(夫)年金および遺児年金がある。

年金部門のうち、主なものの給付状況は、つぎのとおりである。

##### ア 老齢年金

46年度末における老齢年金の受給者数は、前年度末に比べると10%の増加である。

一方1人当たりの平均金額は、40年5月のいわゆる1万円年金および44年11月の2万円年金等の給付改善等によって、年々増加してきている。

##### イ 障害年金

46年度末における障害年金の受給者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは若干減少し職務上の事由によるものは6%の増加である。

46年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、職務外15万8,694円、職務上23万7,478円である。

#### 第3-1-13表 船員保険年金受給権者数および給付額の推移

第3-1-13表 船員保険年金受給権者数および給付額の推移

	総数	老齢年金 (通算老 齢年金を 含む)	障害年金		遺族年金		寡婦かん 夫 遺児年金	
			職務外	職務上	職務外	職務上		
受給権者数(人)	42年度末	40,302	9,571	2,518	1,213	4,464	19,813	2,723
	43	42,630	10,591	2,654	1,327	5,350	20,033	2,675
	44	32,797	12,141	2,432	1,211	6,194	8,164	2,655
	45	36,532	14,236	2,513	1,356	7,323	8,494	2,610
	46	38,609	15,685	2,286	1,438	8,176	8,476	2,548
給付額(十万元)	42年度	39,035	12,776	2,238	1,545	3,052	17,676	1,748
	43	42,596	14,457	2,411	1,822	3,687	18,515	1,704
	44	54,328	26,853	3,419	2,220	6,661	12,604	2,571
	45	65,609	32,291	3,611	2,951	7,951	16,283	2,522
	46	76,974	39,157	3,628	3,415	9,858	18,195	2,721

社会保険庁調べ

(注) 44年度以降の職務上の障害年金および遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者を除いた。

第3-1-14表 船員保険年金種類別1件当たり金額

第3-1-14表 船員保険年金種類別1件当たり金額

(単位: 円)

	通算		障害年金		遺族年金		寡婦かん 夫 遺児年金
	老齢年金	老齢年金	職務外	職務上	職務外	職務上	
42年度末	133,748	33,287	88,865	127,374	68,374	89,216	64,205
43	136,865	36,106	90,859	137,277	68,916	92,423	63,657
44	221,874	64,158	140,583	183,313	107,536	154,385	96,880
45	229,807	83,971	143,688	217,625	108,570	191,702	96,631
46	254,543	87,585	158,694	237,478	120,573	214,659	106,810

社会保険庁調べ

## ウ 遺族年金

遺族年金の件数は、職務外の事由によるものは、毎年度12%~20%程度の増加を示しており、また職務上の事由によるものは、おおむね被保険者数に比例して増加している。

46年度末の遺族年金1人当たりの平均年金額は職務外、職務上ともかなりの上昇をみている。

### (2) 年金給付の支払状況(2)

年金は毎年2月、5月、8月および11月の4期にそれぞれ前月分までを、社会保険庁から受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直送することになっている。

厚生白書(昭和47年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、昭和30年代に始まったエネルギー革命に対する石炭対策の一環として、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行ない、それによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。石炭鉱業の事業主が基金の会員(47年3月末現在会員数48)となり、前年の出炭量に応じて掛金を全額負担し、坑内員・坑外員(47年3月末現在坑内員数40,361人・坑外員数9,104人)が受ける給付が、厚生年金保険の老齢年金にプラスアルファとして上積みされる点に、この制度の特色がある。

この制度は、発足以来5年を経過し、47年10月から給付が開始される。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金制度に上積みして農業自営者の老後の生活の保障および農業経営の近代化に資するという農政上の要請にこたえるために国民年金の基礎のうえに附加される年金制度として、45年第63回国会において成立した農業者年金基金法に基づき創設された。このためその事業主体として45年10月1日特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は、農業者年金事業のほか、農業者年金事業の対象とならない高齢経営主や零細経営主を対象として一時金を支給する離農給付金事業、農地売買事業、農地取得に際しての融資事業等も行なっている。

農業者年金の被保険者は、一定の経営規模以上(0.5ヘクタール以上、ただし北海道においては一部を除き2ヘクタール以上)の農業経営主とされている。また、その給付には、20年の保険料納付済期間と経営移譲を要件として60歳から支給される経営移譲年金、20年の保険料納付済期間を要件として65歳から支給される農業者老齢年金、脱退一時金および死亡一時金とがある。

農業者年金被保険者の適用は46年1月から開始され、47年5月末現在の被保険者数は、92万人となっている。この被保険者数は当初加入を見込まれた約200万人の被保険者の適用には遠くおよばない現状であり、今後さらに、強力的に適用促進が行なわれる必要がある。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

厚生年金保険および国民年金の積立金は、46年度末では6兆3,790億円に達している。両年金制度における積立金の累積状況は第3-1-15表のとおりである。

第3-1-15表 厚生年金保険,国民年金の積立金累積状況

第3-1-15表 厚生年金保険,国民年金の積立金累積状況

(単位: 億円)

	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計
42年度	4,771	23,365	824	3,356	5,595	26,721
43	5,478	28,843	996	4,352	6,474	33,195
44	6,697	35,540	1,233	5,585	7,930	41,125
45	8,662	44,202	1,686	7,271	10,348	51,473
46	10,214	54,416	2,103	9,374	12,317	63,790

厚生省年金局調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

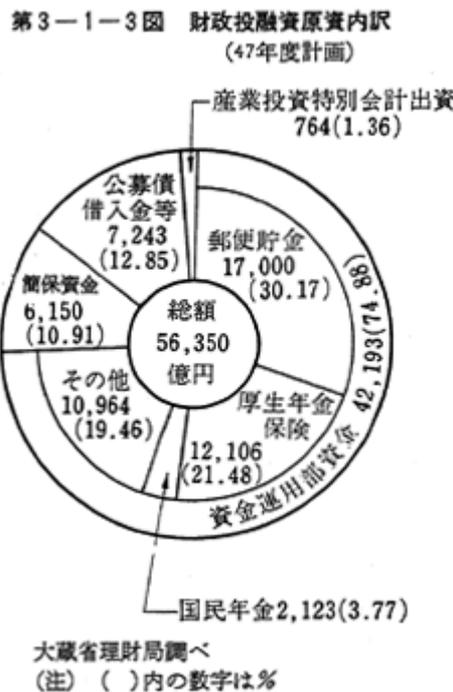
2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険および国民年金の積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

財政投融资は、政策金融として、国家目的に即した分野に長期かつ低利の資金を融通するもので、最近では住宅建設、上下水道の整備、ごみ・し尿処理施設、公害防止など国民生活に密着した部門、道路や鉄道など公共投資の一部あるいは中小企業などに対する金融に重点がおかれている。47年度における財政投融资計画(当初計画)は5兆6,350億円であり、政府の一般会計歳出予算額(当初)11兆4,677億円に比べると49%、おおよそ歳出予算の半分に相当し、わが国の経済に与える影響はきわめて大きい。

財政投融资の原資見込(当初計画)は第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の74.9%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険および国民年金の預託原資は1兆4,229億円であり、資金運用部資金の33.7%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資内訳



年金積立金の運用用途については、36年1月に行なわれた厚生大臣と大蔵大臣との協議に基づき、主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野(住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業)に最重点を置き、残余についても国民生活の安定向上の基礎となる分野(国土保全、災害復旧、道路、運輸通信、地域開発)に限定して運用すること。そして前者の分野において、一定部分を年金積立金の還元融資として、保

険料拠出者である両年金制度の被保険者等の生活の向上に直接寄与する施設の整備に融通することとされている。なお、年金積立金の使途については、財政投融资計画の使途別分類表に「年金資金等」の区分で示されるが、47年度の運用計画では第3-1-16表のとおりである。

第3-1-16表 昭和47年度財政投融资使途別分類表(当初計画)

第3-1-16表 昭和47年度財政投融资使途別分類表(当初計画)

(単位: 億円)

	財投合計	産業投資 特別会計 出 資	資金運用部 資金			簡保資金	公募債 借入金 等
			年 金 資金等	郵 貯 資金等	小 計		
総 額	56,350	764	14,894	27,299	42,193	6,150	7,243
(1) 住 宅	11,517	—	3,382	4,546	7,928	1,199	2,390
(2) 生活環境整備	7,908	47	3,588	2,539	6,127	367	1,367
(3) 厚生福祉施設	1,492	—	1,402	90	1,492	—	—
(4) 文教施設	1,079	—	213	313	526	553	—
(5) 中小企業	8,137	—	2,305	4,795	7,100	539	498
(6) 農林漁業	2,700	—	1,011	1,477	2,488	212	—
(1)~(6)小 計	32,833	47	11,901	13,760	25,661	2,870	4,255
(7) 国土保全・災害 復旧	1,048	—	264	560	824	224	—
(8) 道 路	5,330	—	777	1,648	2,425	1,992	913
(9) 運輸通信	6,865	37	1,504	3,189	4,693	828	1,307
00 地域開発	2,193	25	448	950	1,398	146	624
(7)~00小 計	15,436	62	2,993	6,347	9,340	3,190	2,844
01 基幹産業	2,641	25	—	2,382	2,382	90	144
02 貿易・経済協力	5,440	630	—	4,810	4,810	—	—

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 開発銀行、地方公共団体等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分した。
2. 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加分を計上した。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第3節 年金積立金の運用

#### 3 年金積立金の還元融資

年金積立金の還元融資は、年金制度の被保険者等の福祉の増進に直接寄与する住宅や病院に、また保育所、老人ホームなどの社会福祉施設、会館、国民宿舎、体育施設に、あるいは廃棄物処理事業、上下水道事業など生活環境整備に対して行なわれる。

この還元融資の主なものとしては、都道府県や市町村に対して特別地方債という形で行なう地方公共団体貸付と、特殊法人である年金福祉事業団を通じて行なう民間向けの融資とがあり、47年度においては、還元融資の資金枠3,678億円のうちそれぞれ57%、23%をあてている。

還元融資の資金枠は、毎年4月から翌年3月末までの間に資金運用部に預け入れる年金資金の預託見込額を基準として、その25%相当額とされている。この資金枠については、融資需要に応じて拡大するよう要望されているが、47年度においては、従来の25%相当額のほかに特別枠として120億円を設定し、資金量の増大を図っている。

なお、この特別枠のうち30億円については、かねてから要望が多かった船員保険被保険者向けの融資を行なうこととして措置したものである。

昭和47年度における還元融資の資金計画は第3-1-17表のとおりであり、この計画の主要な部分を占める特別地方債および年金福祉事業団の概要は、つぎに述べるとおりである。

第3-1-17表 年金積立金還元融資資金計画(当初)

第3-1-17表 年金積立金還元融資資金計画(当初)

(単位:億円)

	46年 度	47年 度
預託金増加額	11,415	14,229
還元融資枠総額	2,904	3,678
年金福祉事業団	840	850
住宅	705	701
療養施設	52	53
厚生福祉施設	83	96
特別地方債	1,575	2,096
住宅	85	108
病院	300	350
厚生福祉施設	300	353
一般廃棄物処理	219	378
簡易水道	94	128
と畜場	11	23
産業廃棄物処理	10	10
同和対策	100	150
下水道	156	204
上水道	300	392
その他の	489	732
医療金融公庫	219	273
社会福祉事業振興会	51	84
国立病院特別会計	58	61
公害防止事業団	161	314

厚生省年金局調べ

### (1) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村などの地方公共団体が、厚生年金保険、船員保険または国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行なわれる融資であり、融資対象施設は、住宅(厚生年金保険または船員保険の適用を受ける事業主または船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、老人の専用居室を整備する資金を地方公共団体が貸し付けする事業および下水道終末処理施設が完備している地域で既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付けする事業)、病院、厚生福祉施設(国民宿舎などの休養施設、体育施設、会館、保育所などの社会福祉施設等)、清掃施設(し尿処理、ごみ処理施設等)、簡易水道、上水道施設などである。なお、利率は47年9月1日から年6.2%である。

### (2) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は、厚生年金保険、船員保険、または国民年金の被保険者等の福祉を増進するために、住宅、療養施設または厚生福祉施設を設置または整備しようとする事業主、被保険者団体などに対し、長期かつ低利の融資を行なうため、昭和36年11月に設立された特殊法人である。

貸し付けの相手方は、厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、消費生活協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人などである。融資の対象となる施設は住宅、療養施設、厚生福祉施設(休養施設、体育施設、教育文化施設など)である。

利率は、大企業事業主(事業主または船舶所有者で資本の額または出資の総額が5,000万円(商業、サービス業は1,000万円)をこえ、かつ、常時使用する被保険者数が300人(商業、サービス業は50人、鉱業は1,000人)をこえるものをいう)については年7%、中小企業主その他の法人については年6.2%であるが、特に被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の資金融資については年5.5%とされている。

なお、年金福祉事業団の昭和47年度融資事業枠(貸し付けを決定することができる額)は、880億円である。

特別地方債および年金福祉事業団の46年度における融資の申請および決定の状況は第3-1-18表、第3-1-19表のとおりであった。

第3-1-18表 昭和46年度特別地方債の申請状況および決定状況

第3-1-18表 昭和46年度特別地方債の申請状況および決定状況  
(単位: 百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	5,206	273,376	4,893	197,760
住 宅	75	9,791	75	8,500
病 院	518	77,782	493	52,589
厚生福祉施設 総 数	1,800	71,044	1,696	47,145
厚生福祉施設				
社会福祉施設	1,126	20,374	1,110	12,722
衛生検査施設	10	3,136	8	1,305
保 健 所	32	1,383	29	1,171
看護婦等養成所	22	1,290	20	855
火 葬 場	66	1,172	55	520
体 育 施 設	336	19,803	290	12,209
休 養 施 設	87	5,458	78	4,660
青少年教育施設	27	1,899	24	1,172
会 館	90	16,037	78	12,424
東海自然歩道	4	492	4	107
清 掃	1,082	99,194	901	41,232
簡 易 水 道	1,010	10,694	1,010	10,287
と 畜 場	59	4,871	56	1,791
産 業 廃 棄 物 処 理	1	(700)	1	(232)
同 和 対 策	638	(14,399)	638	116
下 水 道	7	(91,369)	7	(13,689)
上 水 道	16	(118,205)	16	10,000
				(89,459)
				9,100
				(108,232)
				17,000

厚生省年金局調べ

- (注)1. 本表は、前年度からの継続融資資金および47年度以降の融資予定分を含んでいる。  
2. ( )内の金額は、年金資金と他の政府資金、公募資金とを併せて決定されたものについて記入したものである。

第3-1-19表 昭和46年度年金福祉事業団の申請状況および決定状況

第3-1-19表 昭和46年度年金福祉事業団の申請状況および決定状況

(単位:百万円)

	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	2,844	95,472	2,359	79,000
住 宅 施 設	2,210	71,709	1,967	64,000
療 養 施 設	75	6,117	72	5,500
厚生福祉施設 総 数	559	17,646	320	9,500
体 育 施 設	74	4,779	49	2,482
休 養 施 設	198	4,309	100	1,994
教 養 文 化 施 設	212	6,808	129	4,068
給 食 施 設	71	1,703	41	945
そ の 他 の 施 設	4	47	1	11

厚生省年金局調べ

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第1節 生活保護制度の概要

生活保護制度は、なんらかの原因で貧困に陥り、自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において、健康で文化的な最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。

これは、いうまでもなく、国の社会保障に対する責任を定めた憲法第25条の規定を具体化したものである。生活保護制度は、このように憲法の趣旨を直接うけ、わが国社会保障制度の中心的存在として、重要な役割を果たしてきた。

最近、年金、医療保険、児童手当等各種社会保障制度の充実が著しい。しかし、国民の生活を根底において保障する制度としては、生活保護制度が唯一のものであり、この意味で、これら関連諸制度と相補いつつ、国民生活の最低限度(ナショナル・ミニマム)を保障するものとして、今後ともこの制度の果たす役割は大きいものといわなければならない。

最近の社会経済情勢の変動にはめざましいものがあるが、これは生活保護制度の運営にも直接、間接に影響を及ぼしている。

第1にあげられるものとしては、最近の国民生活水準の著しい向上がある。これに対処するには、毎年かなり大幅な保護基準の引上げが必要である。最近では、国民の消費生活水準と被保護階層のそれとの格差の縮小を図るべく毎年13~14%の引上げを行なっている。

第2には、国民の生活意識、生活様式の急激な変化がある。これに対しては、後述するように制度の運用面から毎年改善を行なっている。

さらに、最近の経済社会情勢は、生活保護制度の対象面においても、大きな影響を与えた。後述するように、最近の被保護階層の大部分は、高齢者、母子・障害者等の社会的ハンディキャップを有する階層が占めるに至っているが、このような事実をどう受けとめるか、またこれにどう対処するかは、今日の生活保護制度にとつての大きな課題である。

生活保護法による保護は、生活扶助、住宅扶助をはじめとする7種の扶助に分けられ、生活に困窮する人からの申請に基づき、生計を一にする世帯を単位として、1種又は2種以上の扶助が決定される。このような保護を受けることは、国民の権利であり、国民は一定の要件を満たす限り、無差別平等に保護を受けることができる。しかし、その人に利用しうる資産、能力等があれば、まずそれを最低生活の維持のために活用することが必要である。このような保護を行なうことは最終的には国の責任とされるが、実際の事務は、国の事務として地方公共団体が行なうこととなっており、さらに個々の給付事務等は、その居住地を管轄する福祉事務所において行なわれている。なお、これらの保護に要する費用は、保護が最終的には国の責任でなされるべきであることにかんがみ、国が8割を負担し、残りの2割を地方公共団体が負担することになっている。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第2節 中央社会福祉審議会の答申

46年12月11日,中央社会福祉審議会から厚生大臣に対し「国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方」について答申がなされた。

これは,44年11月,厚生大臣から上記審議会に対し,(1)国民生活の変化に対応した保護基準の引上げの方向,(2)被保護階層の質的变化に対応した処遇の充実改善,の2項目について諮問され,これを受け上記審議会生活保護分科会において,2年間にわたり活発な審議が行なわれた結果が答申されたものであるが,このような諮問がなされた背景としては,次の2点があげられる。

第1に,近年における一般国民の生活水準は,低所得階層の生活向上による所得階層間の平準化傾向を伴いつつ急激に上昇し,今後かなりのテンポで向上することが予想されるが,こうしたなかにあつて,国が国民に対し保障すべき最低生活水準をどの様な観点からとらえ,どの様に設定すべきか再検討が要請されていること,第2に,生活保護制度の対象となる階層が過去10数年間において著しい質的な変化をみせたこと,すなわち,雇用機会の増大,賃金水準の上昇等によって労働能力のある者は自立し,傷病者,障害者,老人など経済成長の成果を享受できない階層が被保護者の大半を占めるようになってきたが,これらの人々に健康で文化的な生活を保障するためには,それらの人々のもつ特殊な需要に対応し総合的な援助が必要であり,この面からも制度的な対処が必要となつてきていることである。

この答申は,まず「国民生活の変化に対応した保護基準の引上げの方向」については,(1)一般国民の生活水準の動向と格差の関係について常時特別の考慮を払い,これとの格差縮小を図る見地から積極的な改善を行なうこと,(2)国民生活の内容の変化を考慮し,世帯類型別生活実態等の分析,検討を通じ,生涯生活周期(ライフ・サイクル)の各段階における特殊需要に十分対応すべく改善を行なうことを述べている。また,「被保護世帯の質的变化に対応した処遇の充実,改善」については,被保護世帯の動向をふまえ適切な対応を行なつていく必要があるが,当面,(1)高齢者等は社会的,身体的ハンディキャップのため日常生活を営むうえで,特殊なニードを有することを考慮し,資産の保有や勤労収入について特別な配慮を行なうとともに,他の福祉施策等とあいまって高齢者等が生きがいのある生活をおくれるよう行政全般を運用すべきである。(2)労働能力のある者については,自立意欲をそこなわないよう配慮し自立の促進を図るべきである,としている。

47年度においては,以上の答申の趣旨にそい保護基準の改善及び運用面での改善を図ったところであるが,提起された問題点については今後も引き続き検討を行ない,国民生活の変化に対応した制度の運用を図ることとしている。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第3節 生活保護基準

###### 1 生活保護基準の意義

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的とするものであるが、その保障する生活内容および水準をどの程度とするかについては、生活保護法第3条に「健康で文化的な生活水準」という抽象的な概念が示されているにすぎない。したがって、実際にこの制度を運用するには、すべての国民について、最低限度の生活需要が満たされているか否かを判定する具体的な尺度が必要であり、この尺度を示したものが生活保護法第8条に基づき厚生大臣が定める保護基準である。

この基準については、国民生活の現状と将来の見通し等について十分に検討を行ない、変動する国民生活に対応して常に合理性と妥当性が確保されるよう努めている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改定

47年度の生活扶助基準は、前年度に比し14%引き上げた。47年度における一般国民生活水準は、アメリカのドル防衛対策とこれに伴う円切り上げの影響等によって、その上昇が鈍化するものと予想されていたが、国民福祉優先の観点から、被保護世帯の一層の生活向上のため14%上げたものである。

この引上げによる生活扶助基準の実質改善率は、47年度における消費者物価の上昇が政府の経済見通しによれば5.3%と見込まれているので8.3%となる。

上記のとおり引上げた結果、1級地(大都市およびその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準額は月額44,364円となり、前年度より5,448円の増額となつた。これは、35年度の生活扶助基準額の5倍である。第3-2-1表参照)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移  
(標準4人世帯1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
		円	%	
第16次	35. 4. 1	8,914	—	100.0
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0	116.0
第18次	37. 4. 1	12,123	118.0	137.0
第19次	38. 4. 1	14,289	117.0	160.3
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0	181.1
		(18,084)		
第21次	40. 4. 1	18,204	112.0	204.2
第22次	41. 4. 1	20,662	113.5	231.8
第23次	42. 4. 1	23,451	113.5	263.1
第24次	43. 4. 1	26,500	113.0	297.3
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0	335.9
第26次	45. 4. 1	34,137	114.0	383.0
第27次	46. 4. 1	38,916	114.0	436.6
第28次	47. 4. 1	44,364	114.0	497.7

厚生省社会局調べ

(注)1 第21次の( )内は、前年度との比較上、乳幼児加算分120円を除いている。

2 標準4人世帯の構成は、35歳(男)、30歳(女)、9歳(男)、4歳(女)である。

なお、沖縄県についても、47年5月の沖縄の本土復帰に伴い、即時本土基準を全面的に適用した。

厚生白書(昭和47年版)

**(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare**

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第3節 生活保護基準

#### 3 その他の扶助基準等の改定

47年度は,上記の生活扶助基準のほかその他の扶助基準,各種加算,勤労控除等についても改定を行なったが,その主なものは次のとおりである。

##### (1) 教育扶助基準

教科外活動の活発化,学用品の値上り,教科内容の改定等に対応させるとともに,一般世帯の児童,生徒の教育費水準との均衡をも考慮し,基準額を平均12.3%引き上げ,小学校3年生の場合,46年度の月額490円から550円に,中学校1年生の場合,1,345円から1,465円にそれぞれ改定したほか,中学校の場合,学習指導要領が改定されたことに伴い実費支給の範囲を拡大した。

##### (2) 出産扶助基準

医療費の改定等に対応して,施設分娩に要する費用が20,000円をこえるときは,入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額に11,000円を加えた額を支給することとした。

##### (3) 葬祭扶助基準

葬祭に要する費用の実態に対応して,基準額を46年度の9,600円以内(1,2級地,大人)を16,000円以内に引き上げた。

##### (4) 多子養育加算の創設

児童手当法が制定され,家庭の安定と児童の健全育成を目的として多子世帯に対し児童手当が支給されることとなったことを考慮し,47年3月から多子養育加算を創設し,加算対象児童1人につき月額3,000円を算定することとした。

##### (5) 勤労控除

勤労することによって収入を得るためには何らかの経費が必要とされるので,業務の内容や収入額等に対応して各種の勤労控除を設け,一定の額については収入として認定しないこととしている。

47年度においては,このうち基礎控除(勤労の職種に応じて一定額を控除する業種別基礎控除と収入金額に応じて控除する収入金額別基礎控除を合せたもの。)および特別控除を改定した。

まず,基礎控除については,業種別基礎控除を事務員,店員等の場合で46年度の4,545円(1,2級地)から5,200

円に引き上げるとともに収入金額別基礎控除を改定し,業種別基礎控除と収入金額別基礎控除を合わせた基礎控除の最高額を,土工,伐木夫等の場合で9,390円(1,2級地)から10,260円に引き上げた,また,特別控除については,31,900円以内(1,2級地)から36,400円以内に引き上げた。

---

---

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 生活保護基準

4 最低生活保障水準

47年度の保護基準によって、いくつかの世帯を想定してその世帯ごとに経常的需要についての最低生活保障水準を示すと 第3-2-2表のとおりである。

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例

第3-2-2表 最低生活保障

水準の具体的事例

(単位:円)

	4人世帯				母子3		人世帯		老人2人世帯		老人1人世帯					
	35歳男(日雇) 30歳女(無職)		9歳男(小3) 4歳女		30歳女(無職) 9歳男(小3)		4歳女		68歳男(無職) 65歳女(「」)		65歳女(無職)					
	46年度		47年度		46年度		47年度		46年度		47年度		46年度		47年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助	38,916	28,411	44,364	32,388	28,886	21,087										
加算(別掲)					(母子加算) 3,000	(母子加算) 3,000										
業種別基礎控除	6,155	5,505	7,030	6,295												
教育扶助	490	490	550	550	490	490	550	550								
住宅扶助	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300
合計	48,361	35,706	54,744	40,533	35,176	25,877	39,577	29,190	25,510	17,878	28,690	20,207	16,050	10,970	17,909	12,339

厚生省社会局調べ

(注) このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険

料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される。

まず、標準4人世帯の場合の保障水準は、1級地で54,744円、4級地で40,533円となる。また、老人2人世帯および老人1人世帯の場合は、1級地でそれぞれ28,690円、17,909円、4級地でそれぞれ20,207円、12,339円となるが、70歳以上の場合には老齢加算2,300円が上積みされる。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第4節 生活保護の実施

生活保護制度の具体的な運用は、「保護の実施要領」にしたがって行なわれている。この実施要領は、国民生活の実態の推移に対応して改善が図られている。47年度においては、第2節において述べられている中央社会福祉審議会の答申の線に沿ってできる限りの改善を図ることとし、その重点は、高齢者、身体障害者など社会生活を営むうえで障害を有する世帯の処遇の充実と稼働能力のある者の自立助長の推進の二点においた。

主要な改正点としては、寝たきり老人や重度の身体障害者を家族が介護している場合に加算する介護料を月額3,200円から3,650円に引き上げるとともに、支給対象者の範囲を拡大した。また、保護を受ける者が保有を認められる資産の範囲は、国民生活の向上に応じて拡大されてきたが、47年度からは、地域の普及率が高い場合や老人、身体障害者、長期傷病者などのいる世帯にはカラーテレビの保有を原則として認めることに改めた。そのほか、これまでは保護を受給するためには生命保険を解約して返戻金を生活費にあてることを求めていたが、解約返戻金が少額である場合には保険を解約しなくとも保護を受けられる途を開いた。

## 各論

## 第3編 所得保障の充実

## 第2章 生活保護

## 第5節 保護施設

居宅保護によっては生活保護の目的を達しがたい被保護者を収容し、またはこれらの者に利用させて、それぞれの扶助を行なうための施設として、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設および宿所提供施設の5種類のものがある。

保護施設は、46年12月末現在で378あるが、救護施設を除き、漸減傾向にある(第3-2-3表 参照)。これは、老人福祉法、身体障害者福祉法等による諸施設の拡充整備がすすむにつれ、保護施設が他種の社会福祉施設に転換され、また従来保護施設に収容されていた者が、他施設に移つていったことを反映するものである。また、国民生活の安定、向上等により経済的に保護を要する者が減少してきたことも収容(利用)者減少の原因となつている。

第3-2-3表 保護施設数の推移

	41年末	42	43	44	45	46
総数	483	463	441	424	400	378
救護施設	115	119	126	127	131	136
更生施設	36	26	24	23	22	22
医療保護施設	85	82	79	79	78	71
授産施設	170	161	145	134	118	105
宿所提供施設	77	75	67	61	51	44

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

一方、救護施設は、身体上または精神上著しい欠陥があるために一人では日常生活ができない要保護者を収容する施設であり、これが漸増しているのは、身体障害者や精神薄弱者を入所させる身体障害者更生援護施設や精神薄弱者援護施設の整備が立ちおけていることや複合障害者のための適切な施設が制度化されていないことなどのために、これらの者が救護施設に入所する場合が比較的多いことによるものとみられ、社会的需要は根強いものがある。

国は、保護費の負担と同様、都道府県および市町村が支弁した保護施設の運営費の10分の8を負担する義務があり、47年度においては27.6億円が予算に計上されている。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第6節 保護の動向

#### 1 被保護階層の質的变化

---

過去約10年間の保護の動向をみると、貧困階層に大きな構造変化があり、いわば貧困の質的变化が進行しているといえる。

すなわち、老人、身体障害者などの本来的に稼働能力が少ない、また、社会的な障害を有することにより、経済的社会的変動と多様化に対して、自力では対応できない階層が増大し、それが被保護階層のうち大きな比重を占めている。10年前、稼働収入のある者が一人もいない世帯が47%であったが、今日では70%に達し、引き続き続いた経済成長により、かつての失業による貧困は相対的に比重が低下し、老齢または母子、心身にハンディキャップを有する階層を主たる対象とした生活保護行政へと変ぼうしつつある。この傾向は将来も一層強まるものとみられ、生活保護制度の運用にあたっては、これらの動向をふまえて適切な対応を行なっていくことが要請されているのである。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第6節 保護の動向

#### 2 被保護世帯,人員および保護率

生活保護を受けている世帯数および人員は,46年度平均では,67万世帯,133万人である。人口1,000人当たり被保護人員(以下「保護率」0/00という。)は12.6人となる。

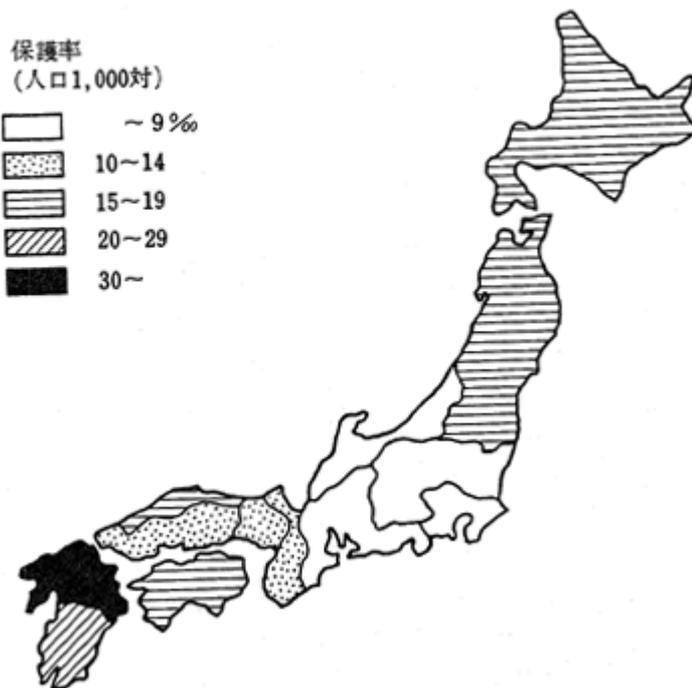
これを45年度と比べると,世帯数は2%増の1万1,000世帯増加しているにもかかわらず,人員は1万9,000人減少し保護率も0.4の低下となつている。しかし人員についてさらにくわしくみると,38年度以降毎年減少してきたが,46年度においては,ドルショックおよび景気後退もあつてその減少の割合が急激に少なくなり,46年10月からは毎月増加に転じ,年度末の47年3月には45年度平均を上回るに至つており,景気の動向とあわせて,今後の被保護人員の動向が注目される。

このことは,被保護世帯数および被保護人員は,その時期における社会経済情勢によつて大きな影響を受けるが,とりわけ経済情勢の変化に応じて推移してきているとみてよいであろう。

つぎに保護の動向を地域別にみると第3-2-1図のとおりである。一般的にいうと社会構造や産業構造の地域的な差異が如実に現われており,大都市およびその周辺地域などの産業が高度化している地域では保護率が低く,農山村地域や産炭地域では高くなつている。

#### 第3-2-1図 地域別にみた保護率

第3-2-1図 地域別にみた保護率  
(46年度)



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

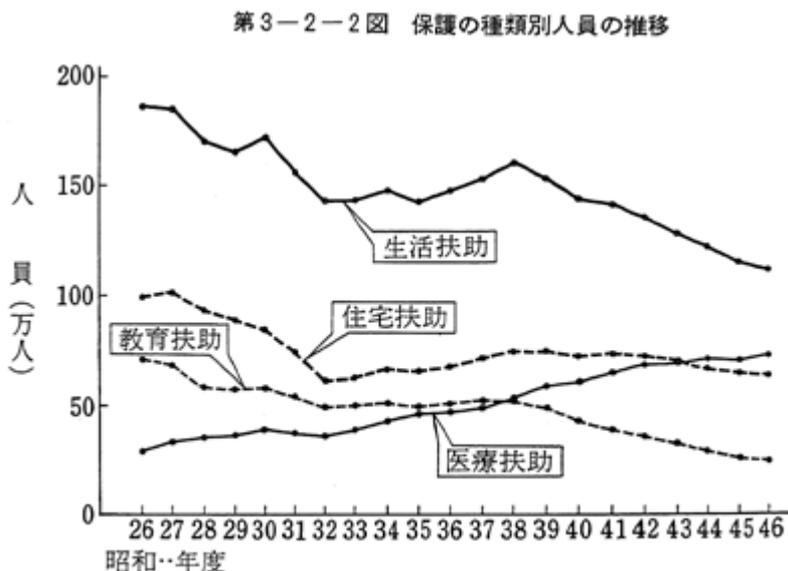
第6節 保護の動向

3 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると、46年度平均で、生活扶助112万人、住宅扶助63万人、教育扶助24万人、医療扶助72万人、その他の扶助(出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)6,000人である。これらの近年の動向をみると、生活扶助人員は被保護人員とほぼ同様に減少し、住宅扶助人員は、一時微増したが総じて減少傾向にある。また、教育扶助人員は急激な減少を示しているが、これは学齢児童数の減少によるものである。

つぎに医療扶助人員をみると、その伸びが著しく、26年度以降、31、32年度を除いて毎年増加し続け、特に38年度以降においてその増加傾向は顕著となり、38年度には教育扶助人員を、43年度には住宅扶助人員をも追い抜いて増加し続けてきた。45年度になつて減少に転じ、その後の動向が注目されたが、46年度においては再び増加を示している(第3-2-2図参照)。

第3-2-2図 保護の種類別人員の推移



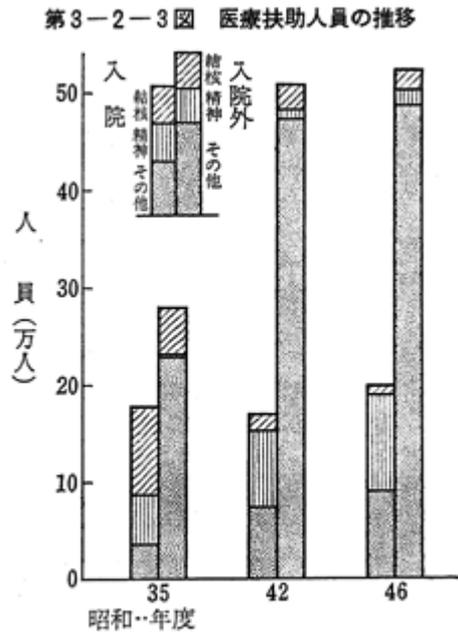
医療扶助人員の内訳をみると、入院人員は、36年に結核予防法精神衛生法の一部改正により、これらの法律に基づく制度へ患者の移し替えが行なわれ、一時的には減少したが、39年度以降増加傾向に転じ、近年における増加は著しいものがある。

一方、入院外人員も33年度以降大幅に増加しているが、この入院外人員の増加が、医療扶助人員全体の大幅な増加を招いたものとみられる。しかし、43年度の52万人から44年度は51万7,000人、45年度は51万1,000人と一時期増加傾向が停滞し、この結果、前述のように45年度は総数においても減少に転じたが、46年度においては52万4,000人で、入院人員とともに増加を示している。

医療扶助人員を病類別にみると、結核患者は衛生思想の普及、新薬の発見、治療技術の向上等により年々減少し、46年度においては、3万1,000人、医療扶助人員の4.2%と比重は低下している。これに対して、精神病患者の占める割合は逐年増加の傾向をたどり、46年度は11万3,000人、医療扶助人員の15.5%となつている。このうち、入院患者は9万9,500人であるが、これは、医療扶助による入院患者の約5割を占めており、しかも、全精神病入院患者のほぼ4割が生活保護受給患者という高率を示していることが注目される。

一方、結核および精神病以外の疾病患者は、特に入院外で近年著しい伸びを示し、45年度は56万1,000人と44年度の56万4,000人から減少を示したものの、46年度においては57万9,000人となり、1万8,000人の増加を示している(第3-2-3図参照)。

第3-2-3図 医療扶助人員の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第6節 保護の動向

#### 4 保護の開始原因

---

46年度中新たに保護を開始した世帯は、22万7,000世帯であるが、開始理由別にそのうちわけをみると、傷病を理由として開始する世帯が76.6%と最も多く、次いで稼働収入減を理由とする世帯が10.1%となつている。前述の保護の種類別人員において医療扶助の占める割合が拡大していることと考えあわせても、傷病と貧困の強い関連が注目される。

---

各論

第3編 所得保障の充実

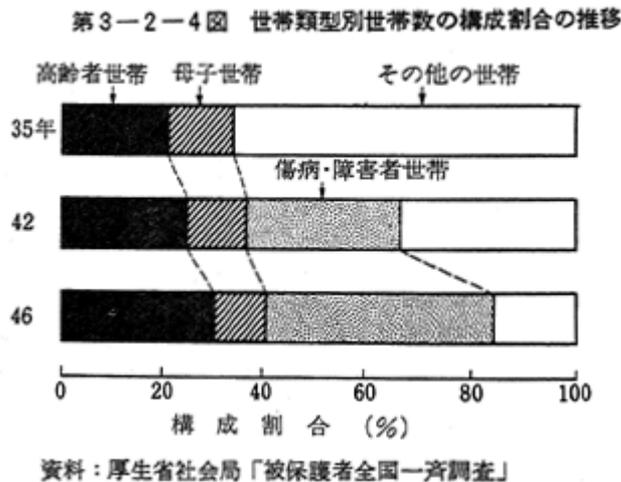
第2章 生活保護

第6節 保護の動向

5 世帯・人員の構造および就業状況

被保護世帯の世帯類型をみると、先にも述べたが、単に経済的給付だけでなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯、母子世帯、傷病者世帯、障害者世帯が、46年では85%も占めている。この割合は42年の70%に比べて著しく高くなっているが、特に傷病・障害者世帯は33%から44%まで増加している(第3-2-4図参照)。

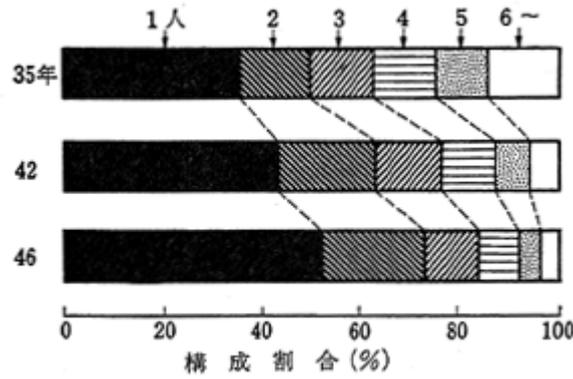
第3-2-4図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移



つぎに、世帯人員の推移をみると1世帯当たりの世帯人員は、35年の3.0人から年々減少し、46年には2.0人となっている。被保護世帯の世帯人員が減少しているのは、核家族化の進行という一般的な傾向によるもののほか、単身者世帯、高齢、母子世帯などの少人数世帯の割合が多くなりつつあることなどによるものと考えられる(第3-2-5図参照)。

第3-2-5図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

第3-2-5図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

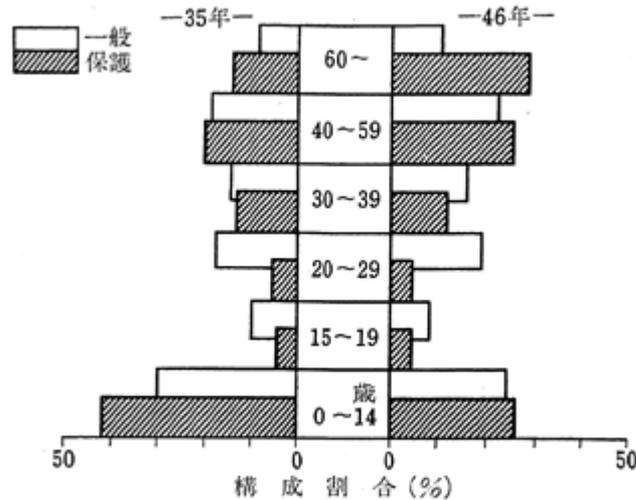


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

つぎに、被保護人員を年齢階級別の構成割合でみると、15歳未満の幼年層や40歳以上の中高年齢層が多く、これに対し、15～39歳の青年層は著しく少ない。特に60歳以上の高年齢層の被保護者総数に占める割合をみると、35年には15%であつたものが、46年には29%まで増加し37万3,000人となつている。この増加割合は、一般人口構成における60歳以上人口の増加割合を大きく上回つており、今後の推移が注目されよう(第3-2-6図参照)。

第3-2-6図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

第3-2-6図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

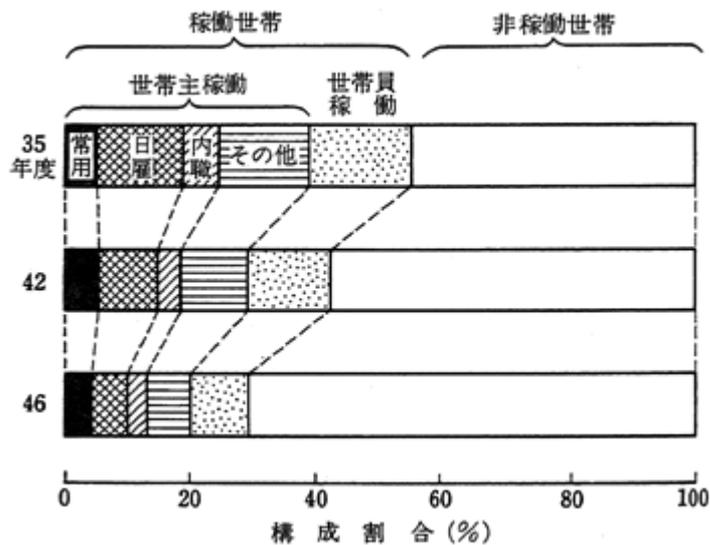


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」  
総理府統計局「年齢別推計人口」

つぎに、被保護世帯における稼働状況をみると、稼働世帯が年々減少している。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯の割合は、35年度で39%を占めていたが、46年度では20%に減少している。この傾向と同じように、世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯も35年度の16%から46年度は9%に減少している。この傾向は、高齢者世帯、傷病者世帯の増加傾向が続くおりから、今後ますます顕著になるものとみられる(第3-2-7図参照)。

第3-2-7図 労働力類型別世帯数の構成割合の推移

第3-2-7図 労働力類型別世帯数の構成割合の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第6節 保護の動向

#### 6 生活保護の費用

---

46年度の扶助費総額は3,074億円で、そのうち医療扶助費1,860億円(60.5%)、生活扶助、住宅扶助、教育扶助の各扶助費の合計1,207億円(39.3%)、その他の扶助費が7億円(0.2%)となつている。

47年度の生活保護費予算額は3,085億円(地方公共団体負担分を加えた総額は3,856億円)で、同年度における国の一般会計予算の2.7%、社会保障関係費の18.9%、厚生省予算の19.4%を占めている。

---

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当制度の目的,基本的たて方等

1 児童手当制度の発足

わが国社会保障制度のなかで,いまだ実現をみなかつた最後の制度として,かねてよりその創設が望まれていた児童手当制度が昭和46年5月27日,法律第73号として児童手当法が公布され,47年1月から実施されることとなつた。

そして,その第1回の支給が,47年3月に行なわれたが,受給者数は1,032,031人,支給対象児童数は1,119,250人であつた(第3-3-1表参照)。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況  
(46年度末現在) (単位:人,千円)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額 (46年度)
総数	1,032,031	1,119,250	6,517,167
市町村支給分	920,212	1,002,111	5,824,842
被用者	410,142	438,236	2,548,059
被用者以外の者	510,070	563,875	3,276,783
公務員分	111,819	117,139	692,325
国家公務員	30,050	31,535	185,154
地方公務員	66,394	69,806	412,599
公共企業体職員	15,375	15,798	94,572

厚生省児童家庭局調べ

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第1節 児童手当制度の目的,基本的たて方等

###### 2 目的

---

児童手当制度には,多様な効果が期待されうるものであり,児童手当制度をどのような角度やねらいからとりあげるかによつて,制度のたて方,財源負担等も異なってくる。この点については,36年6月にもうけられた中央児童福祉審議会児童手当部会での検討以来,所得保障,児童福祉,賃金政策,雇用政策,人口政策等種々の観点から論議がなされたところである。このような論議の過程において,児童手当の効果が多岐にわたるとしても,本来の目的は諸外国の児童手当制度でも共通している所得保障と児童福祉の二つにしぼることができるという合意が生まれ,わが国の制度の目的も,そのような社会保障的な見地に限ることとし,賃金政策,雇用政策,人口政策等といった観点をこのなかに含めないこととしたものである。

しかしながら,賃金政策,雇用政策等に効果があることが否定されたわけではない。それらはいずれも制度実施に伴う副次的な効果と理解されたものである。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第1節 児童手当制度の目的,基本的たて方等

##### 3 児童手当制度の基本的たて方

児童手当制度は,従来の社会保障施策と考え方,構成においてかなり異なる面を有しているので,以下,この点に留意して児童手当制度の基本的たて方について述べる。

###### (1) 全国民を通じた単一の制度

児童手当制度においては,全国民を一つの制度に包括するとともに,支給要件,給付内容なども,被用者,自営業者等の別なくまったく同一とし,認定及び支給も市町村長を通じ一元的に行われている。ただし,公務員グループについては,従来の社会保障制度の例,実務上の便宜等を考慮し,認定および支給については,所属の行政庁の長が直接行うこととし,費用は全額その所属する国,地方公共団体および公共企業体が負担することとしている。

###### (2) 費用に関するたて方

費用面においては,国,地方公共団体の負担のほかに,事業主からの拠出を求めている点に特色がある。

事業主拠出金は,ひろく社会保障のための拠出金であり,賃金や報酬を賦課標準とすることにおいて,年金や医療保険の社会保険料と共通の性質を有しているが,児童の養育という保険事故になじみにくい恒常的な支出に対処するものであること,個々の被用者のための拠出という給付と拠出の関連がないこと等において,従来の社会保険の事業主負担と異なる面を有している新しい性格の拠出金である。

また,拠出金の徴収は,事業主の便宜,事務の簡素化の見地から,社会保障の立場から事業主を包括的にとらえている厚生年金保険等の一連の被用者年金保険制度の徴収機構をそのまま活用し,賦課標準等もこれらと同一とし,実際には,被用者年金保険の保険料等に上乗せした形で行なわれている。

なお,従来この種の制度には,地方公共団体の負担がないのが通例であつたが,児童手当制度においては,児童福祉施策の一環として,地域住民の福祉にもつながるものであるので,地方公共団体にも相応の負担を求めることとしている。

###### (3) 他の社会保障制度との関連

児童手当制度は,他の公的給付にかかわらず児童を一定数以上養育している者について等しく給付を行なうものであり,しかも,相互間の給付の調整はなくすべて併給するという考え方に立っている。

したがつて,たとえば,生別母子世帯を対象とする児童扶養手当とも併給するとともに,生活保護との関係についても,児童手当の額がそのまま受給者の所得にプラスされる扱いとなつている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第2節 児童手当制度の内容

###### 1 児童手当制度の概要

まず児童手当の支給要件であるが、次の二つに大別される。その一は監護、生計関係で、児童手当は、義務教育終了前の児童を含む3人以上の児童を監護し、かつ、これと一定の生計関係がある者に対して支給される。その二は所得要件で、児童手当の受給者本人の収入による支給制限があり、その限度額は、扶養親族等がない場合、当初は137万円、47年6月分の児童手当から159万円に、扶養親族等5人の場合は、当初は200万円、47年6月分の児童手当から233万円と定められている。児童手当の額は、月額、3,000円に義務教育終了前の第3子以降の児童の数を乗じて得た額である。

次に児童手当の支給方法であるが、児童手当の認定請求、認定、支給等の事務は公務員および三公社職員の場合を除いて、市町村で行なわれる。すなわち、児童手当の支給を受けようとする者は、住所地の市町村長に認定請求書を提出し、その認定を受けなければならない。また、市町村長は、認定を受けた者に対して、毎年2月、6月、10月の3期に分けて、それぞれ前月までの分の児童手当を支払うものである。

次に財源負担であるが、被用者に対する財源および被用者等でない者(農業従事者その他の自営業者等)に対する財源では構成を異にしている。被用者に対して支給する児童手当の財源負担は、事業主の拠出金10分の7、国庫10分の2、都道府県10分の0.5および市町村10分の0.5の割合である。被用者等でない者に対して支給する児童手当の財源負担は、国庫6分の4、都道府県6分の1および市町村6分の1の割合である。

被用者の財源にあてるための拠出金を納付すべき義務を負う事業主の範囲は、厚生年金保険等の被用者年金保険の保険料・掛金を納付する事業主であり、拠出金の額は、厚生年金保険等の保険料等の計算の基礎となる標準報酬等を賦課標準として、これに厚生大臣が定める拠出金率(47年度においては、1000分の0.5)を乗じて得た額の総額である。拠出金の徴収は、厚生年金保険の保険料等の例またはこれに準じて行なわれている。

次に公務員に関する財源であるが、公務員および三公社職員に対する児童手当は、国、地方公共団体または三公社が直接支給し、その費用は、それぞれ支給者が全額負担している。

最後に実施期日等であるが、児童手当制度は47年1月1日から実施されている。また、支給の対象となる第3子以降の児童は、発足当初においては、47年1月1日現在で5歳未満の児童とし、48年4月1日からは、同日において10歳未満の児童とし、49年4月1日に至つてから義務教育終了前の児童におよぶこととなるものである。

## 各論

## 第3編 所得保障の充実

## 第3章 児童手当制度

## 第2節 児童手当制度の内容

## 2 支給状況等

前述したとおり、児童手当は毎年2月、6月、10月期に支払われるのであるが、47年1月および2月分の児童手当は、特例として、47年3月期に支払われた。その状況は第3-3-1表のとおりである。

これによると、受給者数は、被用者410,142人、被用者以外の者510,070人、公務員111,819人、計1,032,031人、算定基礎児童数(児童手当の額の算定の基礎となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、被用者438,236人、被用者以外の者563,875人、公務員117,139人、計1,119,250人、支給額は、被用者2,548,059千円、被用者以外の者3,276,783千円、公務員692,325千円、計6,517,167千円となつている。

算定基礎児童数別の受給者数では、第3-3-2表のとおり児童数が1人の受給者は952,382人で全受給者の92.3%と圧倒的に大きな割合を占めている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人
実数	1,032,031	952,382	72,652	6,454	513	30
構成比	100.0	92.3	7.0	0.6	0.1	0.0

厚生省児童家庭局調べ

なお、算定基礎児童数の最高は5人であつた。

受給者数、算定基礎児童数ともに、制度発足準備時の推定よりもかなり大幅に増加しているが、この原因としては、近年の出生率の増加傾向等構造的要因も含まれていると考えられる。

また、全体としてみた場合には、発足当初にもかかわらず、受給資格者の認定請求、それに基づく認定、支払等の状況はきわめて順調で、制度の周知の不徹底に基づく受給漏れや、市町村の事務の不慣れによる未支払等はほとんどなかつたと見込まれている。

一方、拠出金の徴収状況もきわめて順調で、昭和46年度の収納済歳入額は約14億7千万円で当初見込額の110%に達している。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第2節 児童手当制度の内容

##### 3 制度発足後の動き

---

制度発足後の主な動きとしては、所得制限の限度額の引き上げと沖縄県への児童手当制度の適用があげられる。

所得制限については、47年1月分から5月分までの児童手当については、扶養親族等が5人の場合、年間収入額が200万円であったが、47年6月分の児童手当からは233万円に引き上げられた。この措置によつて、所得による支給制限率は従前と同程度(約10%)となる。また、障害者控除等諸控除額も47年6月分の児童手当から引き上げられた。

沖縄県への児童手当制度の適用については、47年5月15日に沖縄が本土に復帰したことに伴い、新たに沖縄県に児童手当制度が実施されることになったが、その円滑な施行のために、認定請求書の提出時期、支払期月、所得要件の判定の基礎となる46年所得のとり方等について特例措置が設けられた。

なお、児童手当制度は、49年度において段階実施が完了することとなっている。

---